

# 第4部 環境保全に関する各主体の取組

## 第1節 市町村の取組

### 1 市町村の役割

環境の保全に関する施策の推進に当たって市町村の果たす役割は重要なものとなっています。宮城県環境基本条例（平成7年条例第16号）では、市町村の責務として「良好な環境の保全及び創造に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています。このことを受けて環境基

環境政策課

本計画では市町村の役割として、地域特性を踏まえた独自の環境保全施策の推進、環境教育の推進及び事業者・消費者の立場での環境保全活動の率先実行などを提示しており、国・県に準じた施策や独自の施策を各主体と連携・協力して積極的に推進することが期待されています。

第四部  
環境保全に関する  
各主体の取組

### 2 環境関連条例・計画の制定・策定

環境政策課

市町村独自の取組として、環境関連の条例の制定や、各種計画を策定しています。この状況を、

表4-1-1に示します。

▼表4-1-1 市町村環境基本条例制定状況（平成27年4月1日現在）

	仙台市	石巻市	塩竈市	気仙沼市	白石市	名取市	角田市	多賀城市	岩沼市	登米市	栗原市	東松島市	大崎市	富谷市	蔵王町	七ヶ宿町	大河原町	村田町	柴田町	川崎町	丸森町	巨理町	山元町	松島町	七ヶ浜町	利府町	大和町	大郷町	大衡村	色麻町	加美町	涌谷町	美里町	女川町	南三陸町	
環境基本条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公害防止条例	○			○																							○									
地域環境基本計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地球温暖化対策の推進に係る実行計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境物品等の調達に関する計画(方針)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境マネジメントシステムの構築	○			○				○	○																		○									

※ 各市町村における条例・計画の名称や制定年月日は、環境政策課ホームページ内の「平成28年版宮城県環境白書<資料編>」にてご覧いただくことができます。

#### (1) 環境基本条例の制定

環境基本条例は、公害の防止や自然環境の保全など個別分野のみを対象とするのではなく、良好な環境の保全や創造に関する施策等について、市町村の基本的姿勢を示すものです。平成28年4月1日現在で、13市7町において制定されています。

#### (2) 公害防止条例の制定

公害防止条例は、市町村において、各公害規制法を補完するなど公害防止施策の総合的な推進を図ること、その市町村の区域の自然的社会的条件に応じた特定の公害を防止することなどを目的としています。

#### (3) 総合的な地域環境計画の策定

総合的な地域環境計画は、市町村の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた

め、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。平成28年4月1日現在で、13市8町において策定されています。

#### (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第20条の3に基づき、都道府県及び市町村は自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出抑制を行う目的で、実行計画の策定が求められています。平成28年4月1日現在で、12市12町1村において策定されています。

なお、平成20年6月の法改正により、自らの事務及び事業に関する計画に加え、都道府県、指定都市、中核市及び特例市においては、区域の温室効果ガスの排出抑制についての施策の策定が義務付けられています。

### (5) 環境物品等調達方針の策定

環境物品等の調達方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、毎年度、物品等の調達に関し、環境物品等の調達の推進を図るために策定するものです。平成28年4月1日現在で、7市2町で策定されています。

### (6) 環境マネジメントシステムの構築

国際標準化機構が定めた環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、あるいはそれまでのISO14001第三者認証のもとでの実績を活かし、第三者認証によらず自己宣言や自主規格の運営により、市町村自らの事務事業における環境負荷の低減と環境保全・創造のための施策を積極的に推進する取組が行われています。

平成28年4月1日現在で、4市1町において構築されています。

## 3 自然環境の保全・創造に向けた取組

自然環境の保全・創造に向けた取組として、住民や民間団体が行う樹木の植栽や花壇づくりに対して、多くの市町村が助成などの支援を行っています。

また、緑を保全する上で重要な施策である保存樹・保存樹木の指定についても、各市町で独自の制度を設けています。

さらに、開発等に対する抜本的な保全施策である土地の公有地化については、仙台市において「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年仙台市条例

#### 環境政策課

第47号)に基づき、市街地周辺に残された民有地の緑を保存緑地に指定し、保全が図られています。緑地保全協定を締結した保存緑地は、固定資産税や都市計画税などが免除されるとともに、土地所有者に対しては、保存緑地指定交付金及び保存緑地保全協力援助金が交付されています。

※各市町村における詳細な内容は、環境政策課ホームページ内の「平成28年版宮城県環境白書<資料編>」にてご覧いただくことができます。  
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/hakusyofram.html>)

## 4 環境負荷の低減に向けた取組

市町村は、各家庭や地域ぐるみの環境負荷低減に向けた活動に対して、助成などの支援措置を講じています。各家庭での活動の支援としては、生ごみのたい肥化容器や処理装置の購入等に対する助成など、ごみの減量・資源化に向けた活動への支援が多くの市町村で実施されています。

また、近年は、住宅用太陽光発電設備を設置する個人に対する補助金交付事業が増えており、自然エネルギーの利用促進と住民の環境意識の高揚が期待されます。

#### 環境政策課

地域ぐるみの活動の支援としては、缶、ビンなどの資源ごみを回収した団体等に対し、回収量に応じた奨励金を交付する支援制度や、地域の美化活動を推進するため、不法投棄防止パトロール等を実施する環境美化推進員の委嘱などの取組も実施されています。

※各市町村の具体的な取組内容は、環境政策課ホームページ内の「平成28年版宮城県環境白書<資料編>」にてご覧いただくことができます。(資料編表4-1-4~4-1-5)  
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/hakusyofram.html>)

## 5 環境保全に関する普及啓発

県民一人一人が環境とのかかわりなどについて理解を深め、環境保全活動を行う意欲を促すため、市町村においても積極的な普及啓発活動が行われています。

各市町村は、環境の日・環境月間におけるイベント等を含め、自然とのふれあい活動などの体験学習、講演会及びシンポジウム等を開催しています。特に、地球温暖化や住民に身近なごみの減

#### 環境政策課

量・分別・リサイクルをテーマとするものが多く開催されています。

また、環境保全に関する冊子、ごみ収集カレンダー及びごみ分別回収に関するリーフレット等が各市町村で作成・配布されています。

※各市町村の具体的な取組内容は、環境政策課ホームページ内の「平成28年版宮城県環境白書<資料編>」の表4-1-7及び表4-1-8にてご覧いただくことができます。  
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/hakusyofram.html>)

## 6 市町村の取組に対する県の支援制度等

環境政策課

県は、市町村の環境保全に関する取組に対して、各種支援制度等を設けています。

▼表4-1-2 市町村の取組に対する県の支援制度等（平成27年度）

制度名称	制 度 概 要	担当課
みやぎ環境交付金事業	<p>地域の喫緊の環境課題に対応するため、市町村が実施する事業に対し、交付金を交付する。</p> <p>◆ メニュー選択型事業の実施 以下の6つのメニューから、市町村が地域の実情に応じて実施する事業への交付金。 ① 公共施設、学校等におけるCO<sub>2</sub>削減対策 ② 照明（街灯、商店街等）のLED化 ③ 自然環境保全 ④ 野生鳥獣対策 ⑤ 環境緑化推進 ⑥ 省エネ機器導入支援</p> <p>◆ 提案型事業の実施 メニュー提案型事業に示す6つの事業分類を複合的に取り入れるなど、市町村の創意工夫により地域の課題解決に向け、事業提案により重点的、一体的に行う取組を支援する。</p>	環境政策課
再生可能エネルギー等導入 地方公共団体支援支援基金 事業	<p>国の「平成23年度地域環境保全対策費補助金」（いわゆる「平成23年度地域グリーンニューデール基金」）を活用し、再生可能エネルギー等の災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入した環境先進地域（エコタウン）の構築に資する事業を実施するため、地域の防災拠点や公共施設へ再生可能エネルギー等を導入する市町村等に対し、補助金を交付するもの。</p> <p>◆補助金 再生可能エネルギー等設備の導入に必要な経費の10分の10以内</p> <p>◆公共施設の例 庁舎、公民館、学校、体育館、警察署、消防署</p>	再生可能エネルギー室
わたしたちの森づくり事業	<p>社会貢献活動などを目的に、企業や団体等が行う森づくり活動のフィールドとして、県有林の一部を活用し、民間参加・協力型の県有林整備を進める。</p> <p>【フォレストメイキング】 ・協定に基づき、企業等が主体的に活動するタイプ</p> <p>【フォレストパートナー】 ・森の命名権料を原資に、県が主体的に森林整備を行うタイプ</p> <p>年度末における協定締結数 延べ25件（136ha）</p>	森林整備課

第四部  
環境保全に関する  
各主体の取組

7 市町村環境行政担当一覧

▼表4-1-3

環境政策課

市町村名	自然保護担当課	環境・公害担当課	廃棄物担当課	電話番号	FAX番号
仙台市	環境共生課	環境企画課 環境共生課 環境対策課	ごみ減量推進課 廃棄物管理課 廃棄物指導課	022-261-1111 (代表)	022-268-2861 (環境局総務課)
	e-mailアドレス	kan007010@city.sendai.jp (環境局総務課)			
	HPアドレス	http://www.city.sendai.jp			
石巻市	環境課	環境課	廃棄物対策課	0225-95-1111 (代表)	0225-22-6120(環境課)
	e-mailアドレス	isenv@city.ishinomaki.lg.jp			
	HPアドレス	http://www.city.ishinomaki.lg.jp			
塩竈市	水産振興課・土木課	環境課	環境課	022-365-3377(環境課)	022-365-3379(環境課)
	e-mailアドレス	kanky@city.shiogama.miyagi.jp (環境課)			
	HPアドレス	http://www.city.shiogama.miyagi.jp/			
気仙沼市	農林課・都市計画課・観光課	環境課	廃棄物対策課	0226-22-6600 (代表)	0226-24-3566 (代表)
	e-mailアドレス	kankyo@kesenuma.miyagi.jp (環境課)			
	HPアドレス	http://www.kesenuma.miyagi.jp			
白石市	農林課・生涯学習課・上下水道事業所	生活環境課	生活環境課	0224-25-2111 (代表)	0224-22-1316 (生活環境課)
	e-mailアドレス	seikatsu@city.shiroishi.miyagi.jp (生活環境課)			
	HPアドレス	http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/			
名取市	農林水産課・クリーン対策課	クリーン対策課	クリーン対策課	022-384-2111 (代表)	022-384-3102 (クリーン対策課)
	e-mailアドレス	kuritai@city.natori.miyagi.jp (クリーン対策課)			
	HPアドレス	http://www.city.natori.miyagi.jp/			
角田市	農政課・生活環境課	生活環境課	生活環境課	0224-63-2118 (生活環境課)	0224-63-4862 (生活環境課)
	e-mailアドレス	seikatsu@city.kakuda.lg.jp (生活環境課)			
	HPアドレス	http://www.city.kakuda.lg.jp/			
多賀城市	農政課・道路公園課・都市計画課・生活環境課	生活環境課	生活環境課	022-368-1141 (代表)	022-368-2369 (生活環境課)
	e-mailアドレス	kankyo@city.tagajo.miyagi.jp (生活環境課)			
	HPアドレス	http://www.city.tagajo.miyagi.jp/			
岩沼市	農政課・生活環境課	生活環境課	生活環境課	0223-22-1111 (代表)	0223-22-1264 (生活環境課)
	e-mailアドレス	kankyou@city.iwanuma.miyagi.jp (生活環境課)			
	HPアドレス	http://www.city.iwanuma.miyagi.jp/			
登米市	産業政策課 文化財文化振興室 環境課	環境課	環境課	0220-58-5553(環境課)	0220-58-3345(環境課)
	e-mailアドレス	kankyo@city.tome.miyagi.jp (環境課)			
	HPアドレス	http://www.city.tome.miyagi.jp/			
栗原市	農林振興課・環境課	環境課	環境課	0228-22-1122(代表)	0228-22-0350(環境課)
	e-mailアドレス	kankyo@kuriharacity.jp(環境課)			
	HPアドレス	http://www.kuriharacity.jp/			
東松島市	環境課・農林水産課	環境課	環境課	0225-82-1111 (代表)	0225-82-1846(環境課)
	e-mailアドレス	kankyou@city.higashimatsushima.miyagi.jp(環境課)			
	HPアドレス	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/			
大崎市	農林振興課	環境保全課	環境保全課	0229-23-6074 (環境保全課)	0229-24-2249 (環境保全課)
	e-mailアドレス	kankyo@city.osaki.miyagi.jp(環境保全課)			
	HPアドレス	http://www.city.osaki.miyagi.jp/			
富谷市	企画部産業振興課・建設部都市計画課	総務部市民生活課	総務部市民生活課	022-358-3111 (代表)	022-358-3189 (市民生活課)
	e-mailアドレス	shiminseikatsu@tomiya-city.miyagi.jp (市民生活課)			
	HPアドレス	http://www.tomiya-city.miyagi.jp/			
刈田郡	農林観光課	環境政策課	環境政策課	0224-33-2211 (代表)	0224-33-3284 (環境政策課)
	e-mailアドレス	kankyou@town.zao.miyagi.jp (環境政策課)			
	HPアドレス	http://www.town.zao.miyagi.jp/			
七ヶ宿町	農林建設課	ふるさと振興課・町民税務課	町民税務課	0224-37-2111 (代表)	0224-37-2577 (町民税務課)
	e-mailアドレス	shichil2@town.shichikashuku.miyagi.jp (町民税務課)			
	HPアドレス	http://www.town.shichikashuku.miyagi.jp/			
大河原町	農政課・町民生活課	町民生活課	町民生活課	0224-53-2111 (代表)	0224-53-3818 (代表)
	e-mailアドレス	kankyo1@town.ogawara.miyagi.jp (町民生活課)			
	HPアドレス	http://www.town.ogawara.miyagi.jp/			
柴田郡	農林課・企画財政課・建設課	町民生活課	町民生活課	0224-83-2111 (代表)	0224-83-2952 (町民生活課)
	e-mailアドレス	mura-sei@town.murata.miyagi.jp (町民生活課)			
	HPアドレス	http://www.town.murata.miyagi.jp/			

第四部  
環境保全に関する  
各主体の取組

市町村名	自然保護担当課	環境・公害担当課	廃棄物担当課	電話番号	FAX番号
柴田町	農政課	町民環境課	町民環境課	0224-55-2111 (代表)	0224-55-4172 (代表)
	e-mailアドレス	environment@town.shibata.miyagi.jp (町民環境課)			
	HPアドレス	http://www.town.shibata.miyagi.jp/			
川崎町	農林課・地域振興課	町民生活課	町民生活課	0224-84-2111 (代表)	0224-85-1907 (町民生活課)
	e-mailアドレス	kawasaki1@town.kawasaki.miyagi.jp (町民生活課)			
	HPアドレス	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/			
丸森町	農林課	町民税務課	町民税務課	0224-72-3012 (町民税務課)	0224-72-3039 (町民税務課)
	e-mailアドレス	seikatsu@town.marumori.miyagi.jp (町民税務課)			
	HPアドレス	http://www.town.marumori.miyagi.jp/			
巨理町	農林水産課・町民生活課	町民生活課	町民生活課	0223-34-1113 (町民生活課)	0223-34-6178 (町民生活課)
	e-mailアドレス	kankyo1@town.watari.miyagi.jp (町民生活課)			
	HPアドレス	http://www.town.watari.miyagi.jp/			
山元町	産業振興課・町民生活課	町民生活課	町民生活課	0223-37-1112 (町民生活課)	0223-37-1112 (町民生活課)
	e-mailアドレス	chouminseikatsu.s@town.miyagi-yamamoto.lg.jp (町民生活課)			
	HPアドレス	http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/			
松島町	産業観光課	総務課	総務課	022-354-5701 (代表)	022-354-5782 (総務課)
	e-mailアドレス	info@town.matsushima.miyagi.jp (代表)			
	HPアドレス	http://www.town.matsushima.miyagi.jp/			
七ヶ浜町	産業課	環境生活課	環境生活課	022-357-7454 (環境生活課)	022-357-5744 (役場共有)
	e-mailアドレス	kankyou@shichigahama.com (環境生活課)			
	HPアドレス	http://www.shichigahama.com			
利府町	都市整備課・産業振興課	生活安全課	生活安全課	022-767-2111 (代表)	022-767-2105 (生活安全課)
	e-mailアドレス	seikatu@rifu-cho.com (生活安全課)			
	HPアドレス	http://www.town.rifu.miyagi.jp/			
大和町	産業振興課・町民生活課	町民生活課・まちづくり政策課	町民生活課	022-345-1111 (代表)	022-345-4852 (代表)
	e-mailアドレス	seisaku@town.taiwa.miyagi.jp (まちづくり政策課)			
	HPアドレス	http://www.town.taiwa.miyagi.jp/			
大郷町	農政商工課	町民課	町民課	022-359-3111 (代表)	022-347-6123 (町民課)
	e-mailアドレス	eisei@town.miyagi-osato.lg.jp (町民課)			
	HPアドレス	http://www.town.miyagi-osato.lg.jp/			
大衡村	産業振興課	住民生活課	住民生活課	022-341-8512 (住民生活課)	022-347-2110 (住民生活課)
	e-mailアドレス	jyumin@village.ohira.miyagi.jp (住民生活課)			
	HPアドレス	http://www.village.ohira.miyagi.jp/			
色麻町	産業振興課	町民生活課	町民生活課	0229-65-2111 (代表)	0229-65-4400 (町民生活課)
	e-mailアドレス	kankyo@town.shikama.miyagi.jp (町民生活課)			
	HPアドレス	http://www.town.shikama.miyagi.jp/			
加美町	農林課	町民課	町民課	0229-63-3112 (町民課)	0229-63-4321 (町民課)
	e-mailアドレス	tyoumin@town.kami.miyagi.jp (町民課)			
	HPアドレス	http://www.town.kami.miyagi.jp/			
涌谷町	農林振興課	町民生活課	町民生活課	0229-43-2113	0229-43-2693
	e-mailアドレス	gr-seikatsu@town.wakuya.miyagi.jp (町民生活課)			
	HPアドレス	http://www.town.wakuya.miyagi.jp/			
美里町	産業振興課	町民生活課	町民生活課	0229-33-2111 (代表)	0229-33-2141 (町民生活課)
	e-mailアドレス	chomin@town.misato.miyagi.jp (町民生活課)			
	HPアドレス	http://www.town.misato.miyagi.jp/			
女川町	産業振興課	町民課	町民課	0225-54-3131 (代表)	0225-53-5482 (町民課)
	e-mailアドレス	kankyo@town.onagawa.miyagi.jp (町民課)			
	HPアドレス	http://www.town.onagawa.miyagi.jp/			
南三陸町	産業振興課 生涯学習課 (文化財担当)	環境対策課	環境対策課	0226-46-5528 (環境対策課) 0226-46-2600 (代表)	0226-46-2607 (環境対策課)
	e-mailアドレス	kankyou@town.minamisanriku.miyagi.jp (環境対策課)			
	HPアドレス	http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/			

## 第2節 事業者・民間団体・個人の取組

### 1 事業者の役割及び取組状況

環境政策課

#### (1) 事業者の役割

今日の環境問題は、事業活動や私たちの日常生活と結びついており、その解決のためには、一人一人が環境問題を自らの問題として捉え、環境負荷の少ない生活や事業活動を実践していくことが必要です。

環境基本条例では、自らの事業活動が環境への負荷の原因となる事業者に対して、次のように規定されています。

#### 【環境基本条例で規定されている事業者の責務】

- 事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 事業活動に関し、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力する責務を有する。

このことを受けて、環境基本計画では、環境マネジメントシステムの導入による環境保全に取り組む体制を整備するとともに、事業活動に伴って生じる公害の防止、緑化の推進及び省エネルギー・省資源等の徹底などの取組を自主的・積極的に行うことを提示しており、事業者には、事業活動の全ての段階において、環境の保全に配慮することと環境負荷削減に向けた取組を期待しています。

#### (2) 事業者の取組状況

事業者の自主的な環境の取組として、ISO14001の認証取得のほか、「エコアクション21」や「みちのくEMS」等の規格の認証を取得する事業者がいます。これらの環境マネジメントシステムは、ISO14001と比較して認証取得費用や人的負担等が軽減されており、中小規模の事業者が取り組みやすいシステムとされています。

組織として環境マネジメントシステムを構築することは、企業価値を高める有効な手段であり、将来を見据えて必要なことです。

なお、環境配慮の取組を始めようとする事業者に対する初歩ステップとして、県は、「みやぎe行動（eco do!）宣言登録」の事業版である「わが社のe行動（eco do!）宣言登録」の普及啓発に取り組んでいます。

また、「環境レポート」や「CSRレポート」と題した環境報告書を作成し、公表する事業者が拡大しつつあります。

さらに、地域との交流の一環として、環境保全活動への参加や小中学校等での出前講座の実施など、事業者の環境問題・環境保全の取組に対する意識の高まりがうかがえます。

### 2 民間団体の役割及び取組状況

環境政策課・共同参画社会推進課

#### (1) 民間団体の役割

県民や事業者により組織され、緑化活動、リサイクル運動、啓発活動、調査研究及びその他の環境保全に関する活動を行う営利を目的としない民間団体は、公益的視点から組織的に活動を行うことにより、県民や事業者が単独で活動を行うことに比べ大きな活動効果が期待されます。

民間団体は、県民・事業者では手が届きにくい、草の根の活動や民間国際協力などきめ細やかな活動を広範囲で展開しており、環境基本計画では、緑化運動、リサイクル活動、緑のトラスト活動及び国際的な活動など、環境保全に関する種々の調査研究や環境に関する啓発活動などを提示し、それらの活動を促進することとしています。

#### (2) 民間団体の取組状況

県内には、NPO法人認証を取得し、環境保全に関する活動を行う団体が、平成27年度末現在で245件あります。

環境保全に関する民間団体では、バイオマス・自然エネルギーに関する事業、自然環境保護事業、リサイクル事業、水・河川環境保護、森林整備、農業用水の環境保全及び地域の資源を生かした事業など様々な活動が行われています。

※242団体の一覧については、環境政策課ホームページ内の「平成28年版宮城県環境白書〈資料編〉」の表4-2-2にてご覧いただくことができます。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/hakusyofram.html>)

### 3 個人の取組

環境政策課

県民や事業者などの各主体の環境配慮行動を促進する方策として、平成19年6月より「みやぎe行動（eco do!）宣言※登録」の普及に取り組んでおり、平成27年度末での登録数は40,122件（県民39,442人、事業所680社）になりました。

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を続けた結果、地球温暖化をはじめ

とした環境問題に直面することになりました。

そのため、事業者や団体だけでなく、各個人が「エネルギーを節約しよう」「資源を大切にしよう」といった「身近にできること」から取り組み、自らのライフスタイルを見直すことが重要です。（※みやぎe行動（eco do!）宣言については、第3部第5章第3節の記述も御参考ください。）



▲個人でできる環境配慮行動の一例（みどりの小道環境日記2016宮城版より抜粋）

### 4 県の取組

環境政策課

#### (1) 県の役割

宮城県は、平成9年3月に「宮城県環境基本計画」を策定し、各環境施策を総合的に推進する一方、翌年2月に策定した「宮城県環境保全率先実行計画（以下「計画」という。）」により、事業者・消費者の立場から、自らの事務事業の中で、エネルギー使用量の抑制や廃棄物の3R、グリーン購入等の環境配慮行動を率先して推進してきました。平成27年度は、第4期計画が終期を迎えたことから、地球温暖化対策が喫緊の課題であることを踏まえて、地球温暖化対策と、省エネルギー対策を重視した、新たな第5期計画を策定しました。これらの取組が、県民や事業者、市町村等へ広がることを目指し、計画に基づき、より一層の環境負荷の低減に努めます。

#### (2) 計画の目標達成状況

宮城県は、平成21年4月からISO14001環境マネジメントシステムの運用と宮城県環境保全率先実行計画の進行管理とを統合した独自の「宮城県環境マネジメントシステム」を確立し、計画の進行管理を行っています。平成27年度（第4期計画最終年度）における計画の目標達成状況は、温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）が、基準年度（平成21年度）比11.4%（約9,031t-CO<sub>2</sub>）の削減となり、目標の5%削減を達成しているほか、廃棄物の発生量、庁舎内での燃料使用量（熱量換算）、庁舎での水使用量の目標、及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律に係る7つ原単位の目標のうち、4つの目標を達成しています。しかし震災後の業務量の増加を背景として、用紙類（コピー用紙及び印刷用紙）の購入量や庁舎内での電気使用量などの目標において非達成となりました。

第4部 環境保全に関する各主体の取組

▼表4-2-2 宮城県環境保全率先行計画の目標達成状況（指定管理施設を含まない目標）

項 目		単位	最終年度 目標	基準 (平成21) 年度値	平成27年度 実績値	平成27年度 実績の基準 年度比 (%)	平成27年度 実績の前年 年度比 (%)	目標達成 状況
用紙類の使用量の抑制	①用紙類（コピー用紙及び印刷用紙）の購入量	百万枚	基準年度以下を維持	135.7	198.7	146.4	95.7	
	②廃棄物の発生量	トン		5,409	3,607	66.7	104.8	
廃棄物の減量化とリサイクルの推進	③廃棄物の再資源化率	%	廃棄物発生量の50%以上	31.1	34.6	—	93.8	
	④庁舎内での電気使用量	千kWh	基準年度の95%以下	77,131	73,509	95.3	98.2	
省エネルギーの推進	⑤公用車の燃料使用量（熱量換算）（警察の緊急車両を除く）	GJ		23,978	28,134	117.3	113.4	
	⑥庁舎内での燃料使用量（熱量換算）	GJ		282,562	195,571	69.2	96.6	
水資源の効率的利用	⑦庁舎での水使用量	千㎡		1,003	769	76.7	83.7	
温室効果ガスの排出量の削減	⑧温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算量）	トン		78,910	69,879	88.6	99.1	

※1 目標達成状況におけるマークの意味は以下のとおりです。  
 : 年度目標を達成した項目  
 : 年度目標は未達成であるが、前年度数値から改善している項目  
 : 年度目標は未達成であり、かつ前年度数値を改善できなかった項目

▼表4-2-3 宮城県環境保全率先行計画の目標達成状況（指定管理施設を含む目標）

項 目	特定事業者	原単位算定指標	最終年度 目標	基準 (平成21) 年度値	平成27年度 実績値	平成27年度 実績の基準 年度比 (%)	平成27年度 実績の前年 年度比 (%)	目標達成 状況
原単位	知事部局等	⑨延床面積 (㎡)	基準年度の95%以下	0.01832	0.01425	77.8	101.8	
		⑩下水処理水量 (千㎡)		0.14898	0.13273	89.1	97.8	
	企業局	⑪延床面積 (㎡)		0.01160	0.02814	242.6	83.6	
		⑫送水量 (千㎡)		0.01628	0.01436	88.2	112.6	
		⑬配水量 (千㎡)		0.02130	0.02099	98.5	94.1	
	教育委員会	⑭延床面積 (㎡)		0.01188	0.01071	90.2	90.5	
	警察本部	⑮延床面積 (㎡)		0.02629	0.02547	96.9	104.5	

＜原単位について＞  
「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」により、県組織は4つ(知事部局等、企業局、教育委員会、警察本部)に分類され、各組織のエネルギーの使用に密接に関係する単位(延床面積や下水処理水量)と関連付けられた原単位(エネルギー効率)を、年1%改善することとなっています。

(3) グリーン購入の推進

宮城県では、環境に配慮した物品・役務や環境に配慮した事業活動をしている事業者が適切に評価される市場の形成を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的として、全国に先駆けて平成18年3月に「グリーン購入促進条例」を制定し、平成18年4月に施行されました。同条例に基づき、グ

リーン購入の推進に関する基本方針及び計画を定め、県の事務事業において重点的に調達を推進すべき環境配慮物品等について積極的に調達を行っているほか、グリーン購入の促進に資すると認められる環境物品等を「宮城県グリーン製品」として認定し、県発注の公共工事において利用するなど、普及拡大に努めています。



#### (4) 業務委託等における環境配慮の推進

宮城県では、各種調査、施設管理等の業務を委託する際に、環境配慮事項を仕様書に記載する方法により、事業者には環境配慮の実施を要請する取組を実施しています。平成27年度は、年度内に契約を締結し、業務が完了した1,799件のうち、

1,312件(72.9%)について要請を行いました。今後とも業務委託を通して事業者には環境配慮の要請を行い、取組を社会へ波及させていくよう努めます。